

第二次佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (素案)

概要版

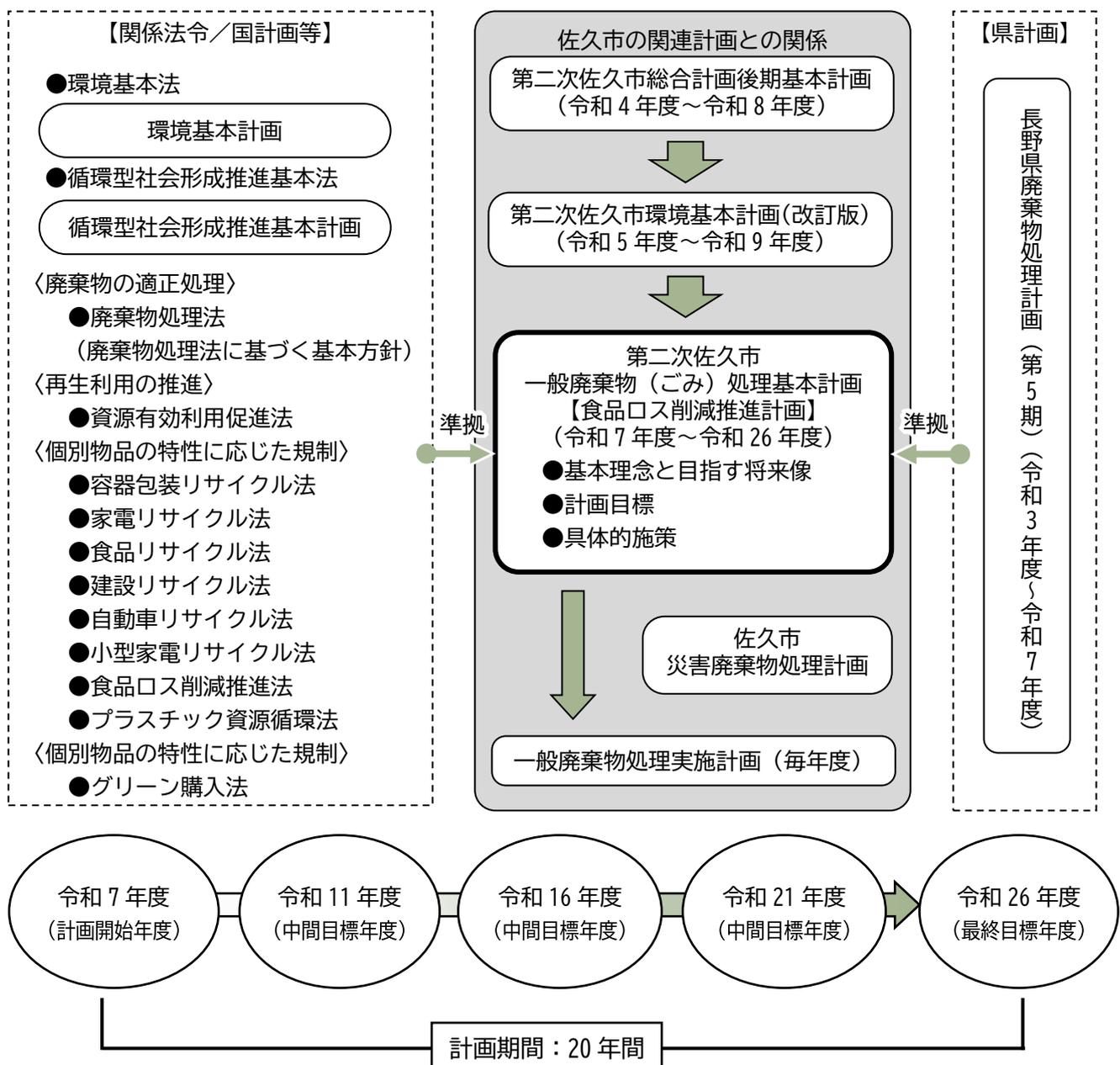
1 計画の概要

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定するものです。一般廃棄物(ごみ)の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方をまとめ、これらを具体化するための施策等を取りまとめました。

また、食品ロス削減推進計画を本計画に包含しました。

本計画の計画期間は20年間とし、計画の最終目標年度は令和26年度とします。計画策定後から5年毎に見直しを行います。

図1 計画の位置付けと計画期間

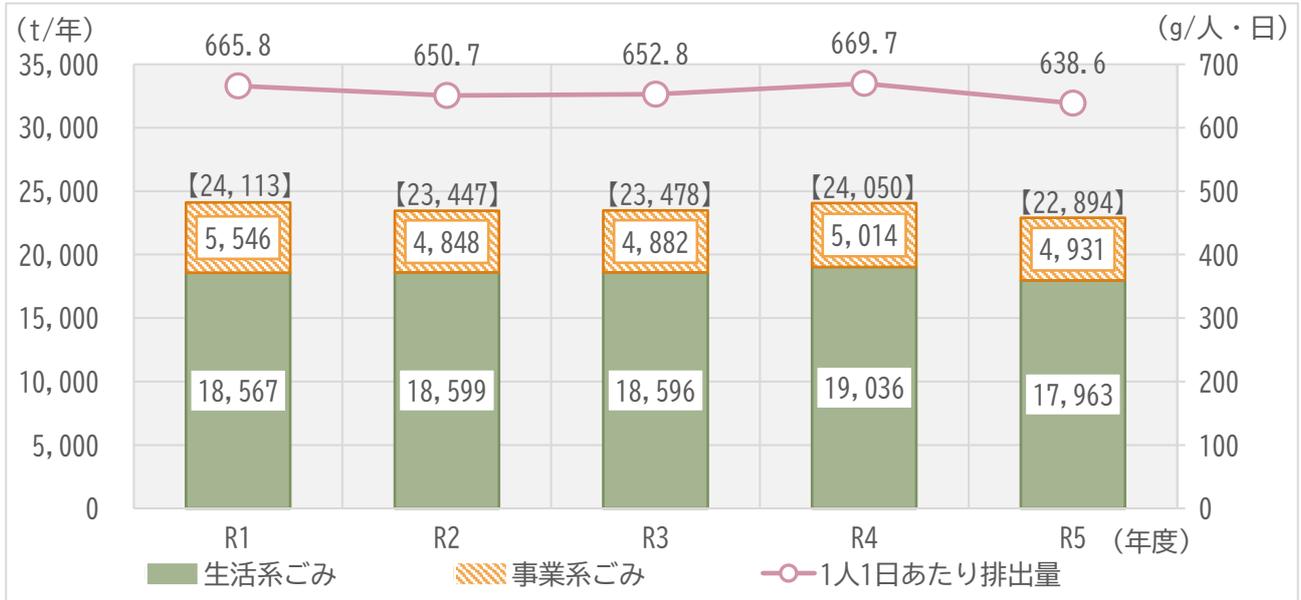


2 ごみ処理の現状

(1)ごみ排出量

生活系ごみ排出量は、令和4年度までは18,500t/年～19,000t/年程度で推移していましたが、令和5年度に18,000t/年を割り込み、17,963t/年となっています。

図2 排出源別排出量の推移

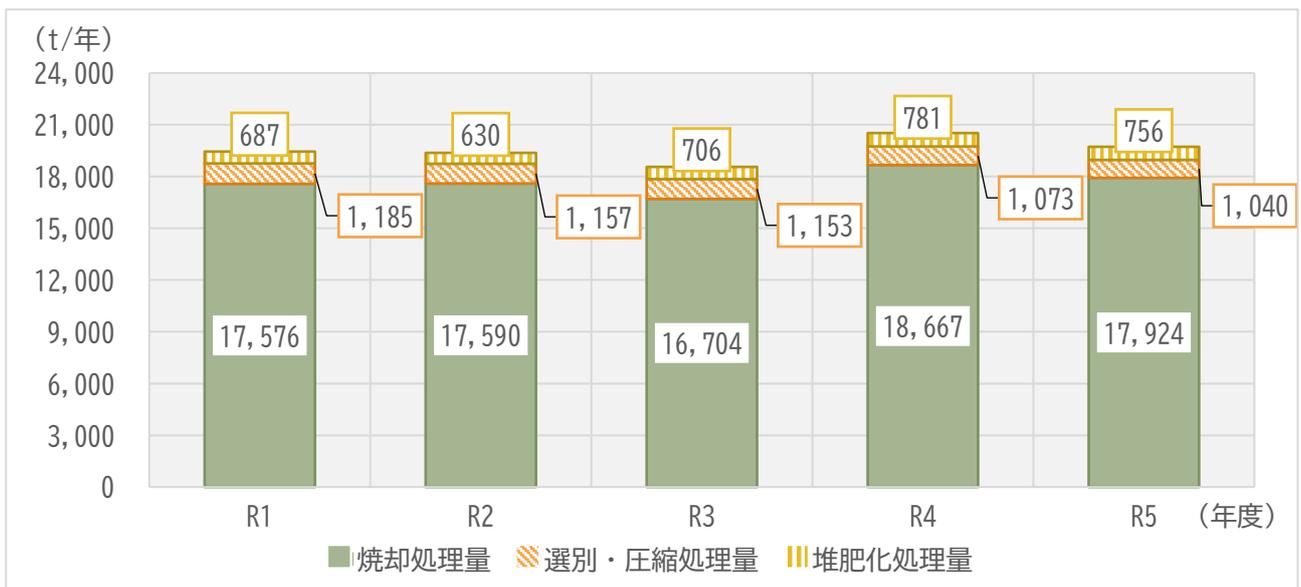


注) 【】内は、総排出量を示しています。

(2)ごみ処理量

本市が「佐久平クリーンセンター」で焼却できる可燃ごみには、上限（18,742t）が設定されており、令和4年度には本市の焼却処理量は18,667t/年と受入上限の99%に達しました。令和5年度は17,924t/年となりましたが、受入上限の96%と依然として上限に近い状況が続いています。

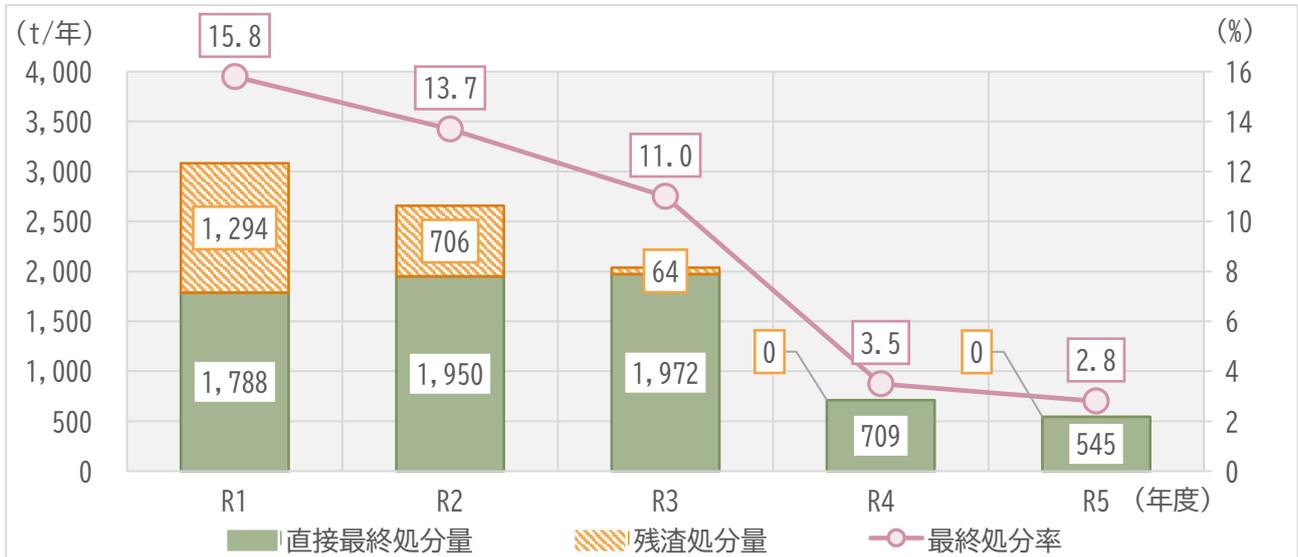
図3 ごみ処理量の推移



(3)最終処分量

令和4年度に実施した埋立ごみの分別区分の変更に伴い、直接最終処分量と残渣処分量の合計である最終処分量は大幅に減少しています。

図4 最終処分量及び最終処分率の推移

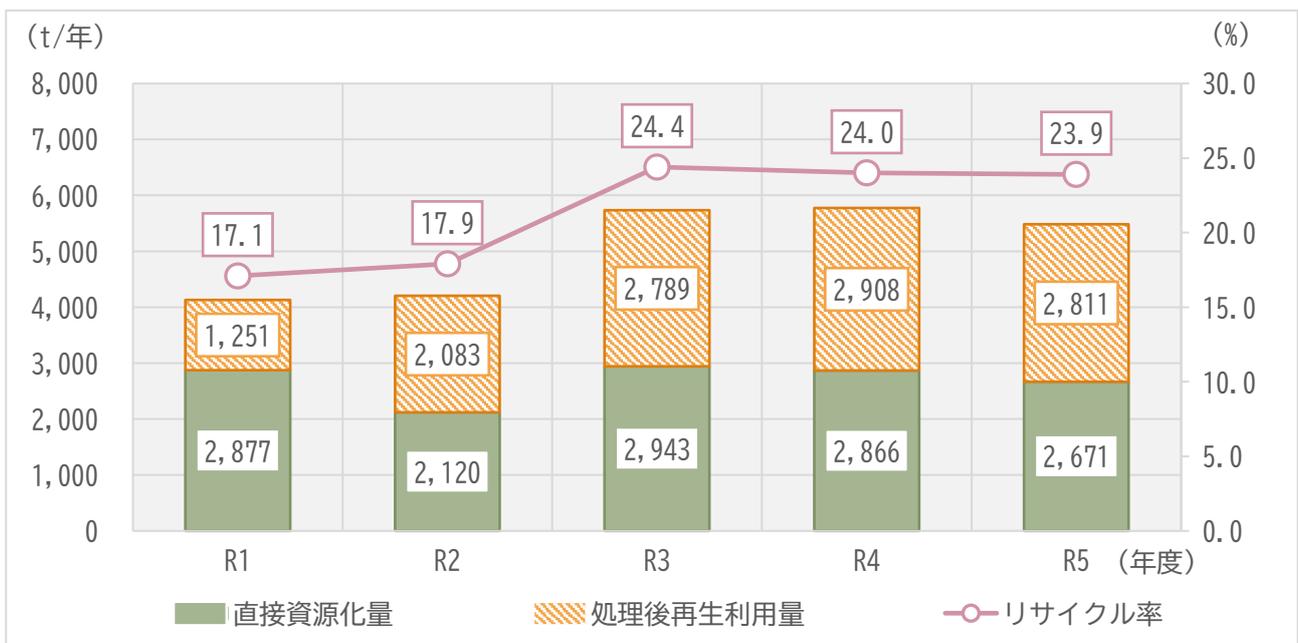


(4)資源化量

「新聞紙・折り込み広告」や「古本・雑誌・雑がみ」が減少しているため、直接資源化量は減少しています。

また、焼却施設から出される焼却残渣は、令和2年度から熔融スラグとして、令和3年度からは熔融スラグに加えて人口砂等として資源化しています。

図5 資源化量及びリサイクル率の推移



3 課題の抽出

(1)可燃ごみの減量化

生活系と事業系を合わせた可燃ごみについては、佐久平クリーンセンターでの受入上限（18,742t）が到達目前であることから、減量化を進めていく必要があります。

(2)生ごみの堆肥化

臼田地区では生ごみを「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化しています。

臼田地区の家庭から出る生ごみの収集については、週2回実施されていますが、可燃ごみは週1回のみとなっています。他の地区では、可燃ごみの収集が週2回あり、生ごみを可燃ごみとして排出しています。臼田地区では他地区と比較して、生ごみの分別の手間を要し、可燃ごみの収集回数も少ない現状です。

また、「佐久市堆肥製産センター」は平成13年度から供用しており、20年以上稼働していることから施設の老朽化が進んでいます。一方で、生ごみを資源化するという循環型社会の形成に向けた重要な取組であるため、今後の在り方についてさまざまな面から検討を進めていく必要があります。

(3)製品プラスチックの資源化

令和4年4月1日にプラスチック資源循環法が施行となり、自治体には、プラスチックの資源循環の促進を図ることを目的に製品プラスチックの資源化が求められています。現在、本市では製品プラスチックを可燃ごみとして収集し、焼却処理をしています。

今後、廃棄された製品プラスチックの分別収集や資源化について、検討を進めていく必要があります。

(4)ごみ処理手数料の徴収

ごみ処理手数料を上乗せしてごみ袋を販売することは、ごみの排出抑制、費用負担の公平性

の確保及び資源化の推進などの観点から有効と考えられます。ごみ処理手数料の金額や徴収の実施時期について、検討を進めていく必要があります。

(5)雑びんの回収方法

本市では雑びんを「無色透明」「茶色」「その他の色」の3色に分け、指定袋に入れてごみステーションへ出すことにしています。この排出方法はびんが袋に溜まるまでに期間を要することから、少量であっても雑びんを出すことができる対応の検討を進めていく必要があります。

(6)効果的な啓発方法の検討

ごみ処理に興味を持ち、理解を深めてもらう必要があることから、効果的な啓発方法の検討や環境学習の重要性が増しています。

(7)排出困難世帯へのごみ出し支援

高齢化の進行により、介護を必要とする方が増えるなど、ごみの分別やごみ出しの支援が必要な方の増加が想定されます。望ましい支援の在り方や方法等について、関係部署とともに検討を進めていく必要があります。

(8)不法投棄対策

山林、河川、道路等への不法投棄が後を絶たない状況にあります。本市では、市職員や環境美化巡視員によるパトロール、啓発看板の設置等を行っています。今後、監視体制を継続するとともに、悪質な不法投棄に対しては、警察と連携し、厳正に対処していく必要があります。

4 基本理念と目指す将来像

(1)基本理念

市民や事業者の協力を得ながら、循環型社会の実現を目指します。これにより、環境への負荷を低減し、持続可能で住みよいまちを作り上げていきます。

【基本理念】

ごみ減量化と資源化を進め、環境にやさしい持続可能で住みよいまちを目指す
～市民、事業者、行政のパートナーシップで実現する～

(2)目指す将来像

「第二次佐久市環境基本計画（改訂版）」では、市が目指す望ましい環境像を実現するための目標として、5つの基本目標を定めています。このうち、ごみ処理に関連する基本目標である「循環型社会の実現～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～」を本計画の目指す将来像として位置づけます。

【目指す将来像】

循環型社会の実現
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

(3)数値目標

本計画で定める施策に取り組むことにより、以下の数値目標の達成を目指します。

表1 数値目標

項目	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)
①総排出量	22,894t/年	22,068t/年 【▲1.9%】	21,539t/年 【▲2.9%】	21,108t/年 【▲3.4%】	20,534t/年 【▲4.0%】
②可燃ごみ排出量	17,882t/年	17,020t/年 【▲3.8%】	16,626t/年 【▲5.1%】	16,306t/年 【▲5.8%】	15,865t/年 【▲6.5%】
③1人1日あたり排出量	638.6g/人・日	625.9g/人・日 【▲1.9%】	619.0g/人・日 【▲2.9%】	615.6g/人・日 【▲3.5%】	612.6g/人・日 【▲4.0%】
④生活系ごみ	501.1g/人・日	493.0g/人・日 【▲2.2%】	489.1g/人・日 【▲3.4%】	488.1g/人・日 【▲4.0%】	486.9g/人・日 【▲4.6%】
⑤生活系可燃ごみ	372.1g/人・日	361.5g/人・日 【▲4.9%】	360.1g/人・日 【▲6.3%】	360.5g/人・日 【▲7.1%】	360.5g/人・日 【▲7.8%】
⑥事業系ごみ	137.6g/人・日	132.9g/人・日 【▲0.4%】	129.9g/人・日 【▲0.9%】	127.5g/人・日 【▲1.4%】	125.7g/人・日 【▲1.8%】
⑦事業系可燃ごみ	126.8g/人・日	121.2g/人・日 【▲0.5%】	117.7g/人・日 【▲1.0%】	115.0g/人・日 【▲1.5%】	112.8g/人・日 【▲2.0%】
⑧リサイクル率	23.9%	24.6% 【1.4ポイント】	24.3% 【1.5ポイント】	24.2% 【1.6ポイント】	24.0% 【1.6ポイント】

注)【 】内は、現状推移に対する増加または減少割合を示しています。ただし、リサイクル率については、現状推移との差を示しています。なお、現状推移については、次項に説明を記載しています。

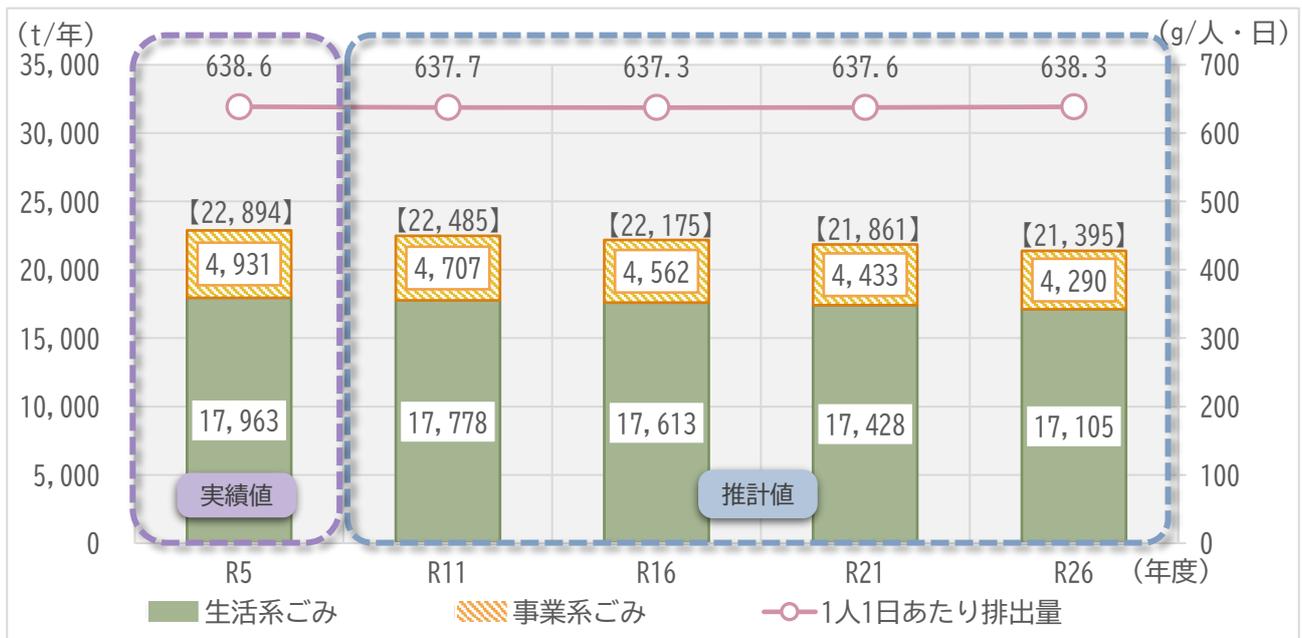
5 ごみの排出量の見込み

現状のまま推移した場合と目標達成ケースのごみ排出量は、以下のとおりです。

現 状 推 移：現状の取組や施策を変更しない場合の予測です。過去の傾向をもとに、現状が続くと仮定し、将来の見通しを立てています。

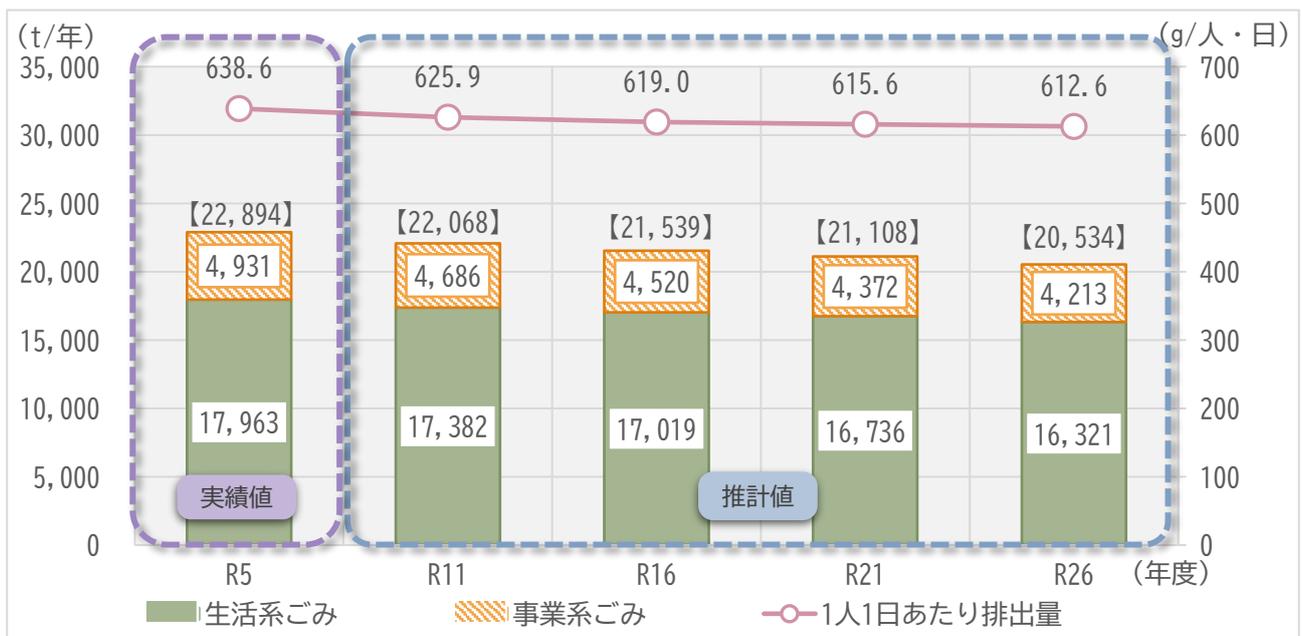
目標達成ケース：目標を達成するため、必要な施策や取組を実施した場合の予測です。

図6 ごみ排出量の推移（現状推移）



注) 【】内は、総排出量を示します。

図7 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）



注) 【】内は、総排出量を示します。

6 目標達成のための施策

(1)発生抑制の推進

- 食品ロスの削減
- 生ごみ減量化の推進
- プラスチックごみ削減の推進
- 生活系ごみの処理手数料徴収の実施
- 過剰包装の削減

関連する SDGs



(2)再使用の推進

- リユースを実践できる環境整備

関連する SDGs



(3)再生利用の推進

- 雑がみの分別の推進
- 雑びんの分別の推進
- 今後の生ごみ堆肥化の検討
- 製品プラスチックの資源化
- 区・学校などによる資源回収の推進
- 市収集以外の資源物排出量の把握

関連する SDGs



(4)事業系ごみの3Rの推進

- 食品ロスの削減
- 事業系古紙の回収促進
- 事業系生ごみの堆肥化の推進
- 給食施設や病院など公共施設から出る生ごみ堆肥化の継続
- 事業系ごみ袋（処理手数料）の価格の検討
- 廃棄物減量化計画の作成
- 事業系ごみの実態把握のための実地検査の強化

関連する SDGs



(5)情報提供、普及・啓発

- ごみに関するわかりやすい情報発信
- 佐久市 LINE 公式アカウントの活用による情報提供
- 普及啓発の充実
- 環境教育の充実

関連する SDGs



(6)環境美化活動の推進

- ポイ捨て、不法投棄の防止
- 地域の清掃活動への参加

関連する SDGs



(7)収集・運搬

- 環境に配慮した収集運搬体制の構築
- ごみステーションの配置の検討
- ごみステーションの維持管理

関連する SDGs



(8)中間処理

- 中間処理施設の適正な維持管理
- 中間処理施設の長寿命化と環境負荷の低減

関連する SDGs



(9)最終処分

- 最終処分場の適正管理
- 最終処分場の将来計画

関連する SDGs



(10)その他検討すべき事項

- ごみ処理の広域連携
- ごみステーションに出せないごみ等への対応
- 排出困難世帯への対応
- 市外からの転入者・移住者などへの対応
- 高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策
- 災害廃棄物処理計画の見直し
- 災害時の処理体制の構築

関連する SDGs



7 食品ロス削減計画

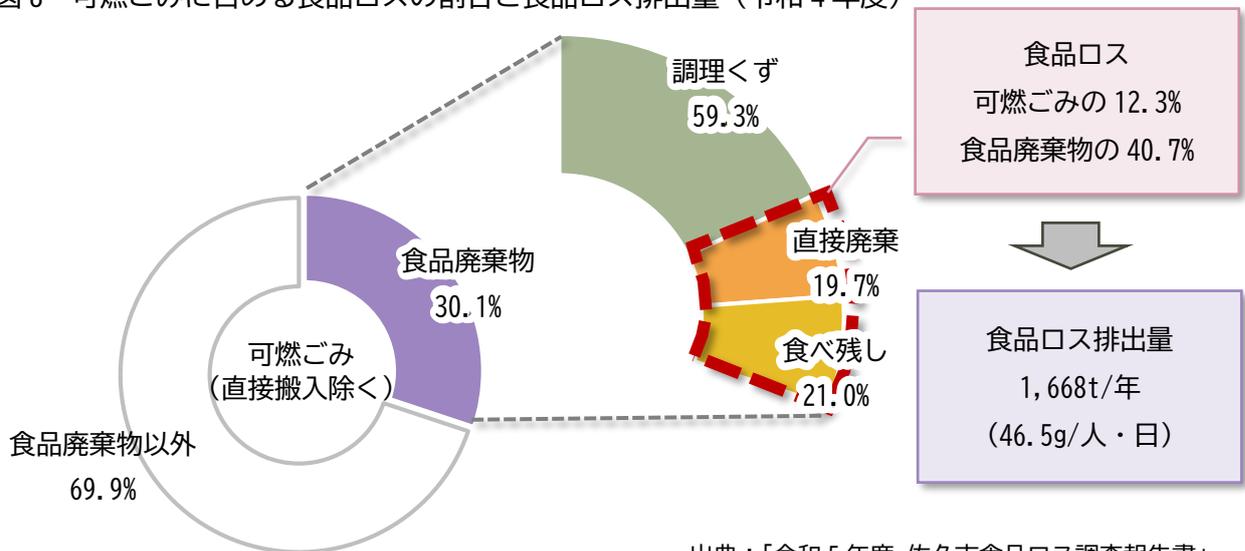
(1) 計画の位置付け

「食品ロス削減推進計画」は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえて、市が策定する「食品ロス削減推進計画」として位置づけます。

(2) 食品ロスの推計

令和5年度に実施した食品ロス調査では、ごみステーションに出された可燃ごみのうち、食品廃棄物が30.1%を占めていました。食品廃棄物のうち、直接廃棄が19.7%、食べ残しが21.0%を占め、食品ロスは40.7%を占めていました。また、可燃ごみ全体に占める食品ロスの割合は、12.3%でした。この結果を踏まえると、令和4年度の家庭から出される食品ロス排出量は市全体で1,668t/年となります。

図8 可燃ごみに占める食品ロスの割合と食品ロス排出量（令和4年度）



出典：「令和5年度 佐久市食品ロス調査報告書」

8 計画の目標

本計画で定める施策に取り組むことにより、食品ロス排出量を現状推移に対して6%削減し、以下の数値目標の達成を目指します。

この6%の削減を実現するためには、1人1日あたり約3g、1か月あたりでは約90gの食品ロスを削減する必要があります。

1か月あたりの削減の目安

- ・お茶碗 2/3 杯分のご飯 (約100g) の食べ残し
- ・消費期限切れの卵 2 個 (1 個あたり 50g~60g)

表2 食品ロス削減の数値目標

項目	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)
①食品ロス排出量	1,591t/年	1,549t/年 【▲3.0%】	1,531t/年 【▲4.0%】	1,507t/年 【▲5.0%】	1,468t/年 【▲6.0%】

注) 【 】内は、現状推移に対する減少割合を示しています。

9 具体的な施策

食品ロス削減のための具体的な施策

- 食品ロス削減の啓発
- フードドライブの利用促進
- 事業者の食品ロス削減の推進
- 学校等での食べ切りの実践